



鳥取県公報

平成 24 年 3 月 21 日 (水)
第 8 3 7 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	軽油引取税に係る特約業者の指定 (162) (税務課) 2 生活保護法による介護機関の指定 (163) (福祉保健課) 2 生活保護法による介護機関の変更の届出 (164) (〃) 2 生活保護法による居宅介護事業及び介護予防事業の廃止の届出 (165) (〃) 3 建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出 (166) (住宅政策課) 3 鳥取県海面漁業調整規則による聴聞の一部改正 (167) (水産課) 4 森林整備事業等の制限付一般競争入札の調達公告に係る共通事項 (168) (森林・林業総室) 4 指定居宅サービス事業者の指定 (169) (東部総合事務所福祉保健局) 7 指定介護予防サービス事業者の指定 (170) (〃) 8 指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (171) (〃) 8 指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (172) (〃) 8 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (173) (中部総合事務所福祉保健局) 9 障害者自立支援法による指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出 (174) (〃) 9 土地改良区の役員の就退任 (175) (中部総合事務所農林局) 9 指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (176) (西部総合事務所福祉保健局) 10 指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (177) (〃) 11 収入証紙の小売りさばき人の指定 (178) (会計指導課) 11
◇ 調達公告	落札者の決定 (教育委員会教育環境課) 11

告 示

鳥取県告示第162号

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第134条の30第1項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定をしたので、告示する。

平成24年3月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	指定年月日
株式会社 真木自動車 代表取締役 真木 正規	東伯郡湯梨浜町大字宮内128	平成24年3月1日

鳥取県告示第163号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
株式会社メディコー とっとり	鳥取市末広温泉町 566	株式会社メディコー とっとり居宅介護支援 事業所倉吉	倉吉市福庭町一丁目 225	平成24年3月1日

鳥取県告示第164号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
有限会社ちけん	鳥取市吉方温泉一 丁目455	有料老人ホームかる三 咲園	鳥取市賀露町南五丁 目1757-336	平成24年1月16日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
----	------------	------------	-------------	-------

有限会社ちけん	鳥取市吉方温泉一丁目455	有料老人ホームかる三咲園	鳥取市賀露町南五丁目1757-336	平成24年1月16日
---------	---------------	--------------	--------------------	------------

鳥取県告示第165号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町566	せいきょう倉吉診療所 デイサービスかがやき倉吉	倉吉市福庭町一丁目225	平成24年2月29日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	廃止年月日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町566	せいきょう倉吉診療所 デイサービスかがやき倉吉	倉吉市福庭町一丁目225	平成24年2月29日

鳥取県告示第166号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定構造計算適合性判定機関の名称

株式会社建築構造センター

2 変更する事項

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の追加

名称 佐賀事務所

所在地 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9-38

3 変更年月日

平成24年4月1日

鳥取県告示第167号

平成24年3月2日付鳥取県告示第125号（鳥取県海面漁業調整規則による聴聞について）の一部を次のように変更する。

平成24年3月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

変更する事項 聴聞の日時

変更前 平成24年3月13日（火） 午後2時から

変更後 平成24年3月27日（火） 午後2時から

鳥取県告示第168号

平成24年度に県が発注する森林整備事業（植栽、下刈、枝打ち、間伐等の施業をいう。）及び松くい虫等防除事業（以下「森林整備事業等」という。）の委託に係る制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法施行令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。以下同じ。）に参加する者（以下「入札参加者」という。）に必要な資格、入札手続等については、当該入札ごとに別に行う公告（以下「調達公告」という。）によるほか、次に定めるところによる。

平成24年3月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 入札参加者は、次に掲げる要件の全てを具備していなければならない。
 - (1) 自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 鳥取県内に本店又は営業所を有する者であること。
 - (3) 競争入札参加資格者名簿に登録された事業者であって、鳥取県森林整備事業等事務取扱要綱（平成18年5月22日付第200600016713号鳥取県農林水産部長通知。以下「取扱要綱」という。）第3条第1項の規定による届出（以下「届出」という。）を行い、かつ、当該入札参加資格を有すると認定を受けたもの（以下「入札参加有資格者」という。）であること。
 - (4) 調達公告に定める当該入札の開札日が、鳥取県知事から指名停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、指名業者に選定しないこととする措置をいう。）を受けた期間に含まれていないこと。
 - (5) 調達公告を行う日から当該入札の開札日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
 - (6) 入札参加者と直接的かつ継続的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係があるものをいう。）にある者（入札参加者自身及びその役員を含む。以下「継続雇用者」という。）のうち、当該入札に係る業務（以下「発注業務」という。）の現場代理人及び専門技術者としてその履行期間中配置することができる技術者（次のいずれかの資格又は要件を具備する者に限る。）を有していること。
 - ア 技術士（森林部門について、技術士法（昭和58年法律第25号）第6条に規定する技術士試験の第2次試験に合格し、技術士登録簿に登録された者をいう。）
 - イ 林業普及指導員（森林法（昭和26年法律第249号）第187条に規定する者をいう。）
 - ウ 林業技士（社団法人日本森林技術協会の実施する林業技士養成研修のうち林業経営部門又は林業機械部門の研修を受講し、かつ、同協会の理事長の定める林業技士登録者名簿に登録された者をいう。）

- エ 基幹林業作業士、基幹技能作業士又は林業作業士（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成 8 年法律第 45 号）第 11 条の規定により指定された林業労働力確保支援センター又は鳥取県の認定を受けた者をいう。）
- オ フォレストリーダー（現場管理責任者）又はフォレストマネージャー（統括現場管理責任者）（林業振興事業実施要綱（平成 17 年 3 月 23 日付林政経第 161 号農林水産事務次官依命通知）に定める「緑の雇用」現場技能者育成対策事業のうちキャリアアップのための研修を受講し、修了した者をいう。）
- カ 専門的な指導監督を含めた森林整備事業等の実務経験が、年間 150 日以上かつ 10 年以上に達する者
- (7) 他の入札者と次のいずれかの関係にある者でないこと。当該関係を有すると判明した場合、発注機関はその旨を当該関係を有する者に通知するものとする。
- なお、当該関係にある者の入札は、無効とする。ただし、入札執行の完了に至るまでに当該関係にあることが判明し、当該関係にある者のうち、一者を除く全ての者が入札を辞退した場合には、当該入札を辞退しなかった者の入札は無効としないものとする。
- ア いずれかの入札者（その代表取締役を含む。以下同じ。）が他の入札者の議決権保有者（その会社の総株主又は総社員の議決権の 4 分の 1 を超える議決権を保有する者をいう。以下同じ。）である関係
- イ いずれかの入札者と他の入札者が、同一の会社の議決権保有者である関係
- ウ いずれかの入札者の代表取締役（会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を含む。以下同じ。）が他の入札者の代表取締役を兼ねている関係
- エ その他アからウまでの関係に準ずる関係
- オ 入札参加者が、森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 4 条に規定する組合である場合は、アにおいて「代表取締役」を「代表理事」と、ウにおいて「いずれかの入札者の代表取締役」を「いずれかの入札者の代表理事」と、「他の入札者の代表取締役」を「他の入札者の代表取締役又は代表理事」と読み替えるものとする。
- 2 入札参加者は、次に定めるところにより入札参加書類を作成し、提出しなければならない。
- (1) 入札参加書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより日本工業規格 A 列 4 番横書きで作成すること。
- ア 制限付一般競争入札参加申込書（別記様式）
- イ その他調達公告に定める書類
- (2) 入札参加書類は、調達公告で定められた提出期間内の各日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第 5 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前 9 時から午後 5 時 15 分までの間に、調達公告で定める部数を調達公告で定める場所に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達により提出すること。
- なお、郵送又は信書便による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、提出期間内に到着したものに限り受け付ける。
- (3) 入札参加書類の作成及び提出に要する費用は、これを提出する者の負担とし、提出された入札参加書類は、返却しない。
- (4) 提出された入札参加書類は、鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号）第 10 条第 1 項に規定する非開示情報に係る部分を除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、入札参加者に無断で当該入札以外の用途に使用することはない。
- 3 当該入札は、次に定めるところに従って行う。
- (1) 入札参加者は、入札書を作成し、調達公告で定める入札日時までに発注機関に提出すること。
- (2) 契約に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額（以

下「入札見積金額」という。)の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者は、発注業務の予定価格の範囲内において最低の価格(最低制限価格以上のものに限る。以下「最低価格」という。)をもって有効な入札をした者(失格とされた者を除く。以下同じ。)とする。

(4) 不落札による再度入札の回数は、2回までとする。

(5) 入札においては、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第129条に規定する最低制限価格を設定しており、これを下回る入札金額を記載した者は、失格とし、不落札により再度入札を行う場合にあっては、当該再度入札には参加させないものとする。

なお、再度入札において前回の最低入札価格以上の入札金額を記載した者は、失格とし、不落札によりさらに再度入札を行う場合にあっては、当該再度入札に参加させない。

(6) 天災その他の理由により一般競争入札を行うことができないと認めるときは、当該入札を延期し、又は中止することができる。

(7) 予定価格を入札の執行前に公表している場合において、1に掲げる条件を具備する入札参加者が1者のみのときは、当該入札を中止する。

(8) 入札保証金及び契約保証金は、次のとおりとする。

ア 入札保証金

入札参加者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、会計規則第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提供に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(ア) 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(イ) 入札参加有資格者に、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

イ 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

4 入札閲覧設計書に関する質問

入札閲覧設計書に関する質問は、あらかじめ調達公告で定める期限までに提出することとし、期限を過ぎた質問は受け付けない。質問に対する回答は、調達公告で定める期限までに回答する。

なお、入札閲覧設計書に関する質問及び回答は、インターネットの県のホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99916>。以下「県HP」という。)において掲載するものとする。

5 入札手続その他の発注業務に関する情報は、次に定めるところにより提供する。

(1) 調達公告は、発注機関の掲示板に掲示するとともに、県HPに掲載することにより行う。

(2) 入札参加書類及び入札書の様式は、県HPに掲載するとともに、調達公告の日から入札参加書類の提出期間の末日までの間の各日(休日を除く。)の午前9時から午後5時15分までの間、調達公告で定める場所で希望者に交付する。

(3) 発注業務に関する図書は、調達公告の日から入札の日までの間の各日(休日を除く。)の午前9時から午後5時15分までの間、調達公告で定める場所に備え付けて閲覧に供する。

(4) 発注業務の内容に関する説明会等は、原則として行わない。

6 入札参加に必要な書類等に関する問合せ先

(1) 競争入札参加資格者名簿の登録に関する申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室

電話 0857-26-7425、7431、7432又は7433

(2) 届出に必要な書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県農林水産部森林・林業総室林政企画室

電話 0857-26-7300又は7301

別記様式

森林整備事業等の制限付一般競争入札参加申込書

職 氏 名 様

鳥取県が実施する以下の森林整備事業等の制限付一般競争入札への参加を希望します。

事業名 _____

年 月 日

郵便番号 ー

住 所

(ふ り が な)

商号又は名称

(ふ り が な)

代表者職・氏名

印

電話番号・FAX 番号

1. 配置予定専門技術者の氏名
2. 配置予定現場代理人の氏名

鳥取県告示第169号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年3月21日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター河原	鳥取市河原町袋河原26	平成24年3月15日	訪問介護

鳥取県告示第170号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年3月21日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター河原	鳥取市河原町袋河原26	平成24年3月15日	介護予防訪問介護

鳥取県告示第171号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年3月21日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
株式会社ベルセーナ	株式会社ベルセーナ	鳥取市千代水四丁目1	平成24年2月21日	訪問介護

鳥取県告示第172号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年3月21日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
------------	-------------	--------------	---------------	---------

株式会社ベルセーヌ	株式会社ベルセーヌ	鳥取市千代水四丁目1	平成24年2月21日	介護予防訪問介護
特定非営利活動法人のんびり小町	在宅援助ホームなでしこ	鳥取市用瀬町別府84-1	平成24年3月5日	介護予防通所介護

鳥取県告示第173号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月21日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会医療法人 仁厚会	倉吉市山根43	宿泊型自立訓練事業所あずさ	倉吉市山根43	自立訓練（生活訓練）	平成24年3月21日

鳥取県告示第174号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月21日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会医療法人 仁厚会	倉吉市山根43	ショートステイあずさ	倉吉市山根43	短期入所	平成24年3月20日

鳥取県告示第175号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり羽合土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成24年3月21日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

退任した役員の氏名及び住所

理 事 酒 井 富 士 夫 東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1175
 " 松 井 淳 之 輔 東伯郡湯梨浜町大字橋津411

〃	津 村 鐵 雄	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬777-2
〃	小 谷 要	東伯郡湯梨浜町大字久留12-5
〃	石 原 弘	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1209
〃	長 門 浩 二	東伯郡湯梨浜町大字久留98-1
〃	石 井 和 利	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬2417-1
〃	河 原 義 雄	東伯郡湯梨浜町大字水下142
〃	福 本 昌 夫	東伯郡湯梨浜町大字田後723-1
〃	河 本 博 美	東伯郡湯梨浜町大字上浅津361
〃	西 村 雅 俊	東伯郡湯梨浜町大字上浅津543
〃	富 山 義 明	東伯郡湯梨浜町大字下浅津207-6
〃	山 根 計 雄	東伯郡湯梨浜町大字光吉73-7
〃	音 田 義 正	東伯郡湯梨浜町大字長江1044
〃	岡 本 敏 明	東伯郡湯梨浜町大字門田423
〃	福 井 章 人	倉吉市清谷505
監 事	梅 田 尚 志	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1140
〃	村 岡 文 雄	東伯郡湯梨浜町大字上浅津328
〃	安 達 幸 範	東伯郡湯梨浜町大字橋津726-5

平成24年3月7日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	津 村 鐵 雄	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬777-2
〃	小 谷 要	東伯郡湯梨浜町大字久留12-5
〃	酒 井 富 士 夫	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1175
〃	石 原 弘	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1209
〃	高 木 繁 幸	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1335-11
〃	石 井 和 利	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬2417-1
〃	中 川 正 典	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1699-5
〃	福 本 昌 夫	東伯郡湯梨浜町大字田後723-1
〃	船 崎 裕 之	東伯郡湯梨浜町大字上浅津147
〃	西 原 和 男	東伯郡湯梨浜町大字上浅津286
〃	音 田 英 章	東伯郡湯梨浜町大字下浅津206-2
〃	山 根 計 雄	東伯郡湯梨浜町大字光吉73-7
〃	会 見 吉 秀	東伯郡湯梨浜町大字橋津520-1
〃	音 田 嘉 則	東伯郡湯梨浜町大字長江947
〃	岡 本 誠	東伯郡湯梨浜町大字門田1178-1
〃	福 井 章 人	倉吉市清谷505
監 事	梅 田 尚 志	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1140
〃	村 岡 文 雄	東伯郡湯梨浜町大字上浅津328
〃	安 達 幸 範	東伯郡湯梨浜町大字橋津726-5

平成24年3月8日就任 任期4年

鳥取県告示第176号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年3月21日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
有限会社ひだまり薬局	ひだまり薬局	米子市安倍40-3	平成24年3月9日	居宅療養管理指導

鳥取県告示第177号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年3月21日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
有限会社ひだまり薬局	ひだまり薬局	米子市安倍40-3	平成24年3月9日	介護予防居宅療養管理指導

鳥取県告示第178号

鳥取県収入証紙条例（昭和39年鳥取県条例第9号）第5条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年3月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定年月日	指定番号	住 所	名 称	売りさばき場所
平成24年3月12日	653	鳥取市滝山417-47	ますや酒店 西尾節雄	鳥取市滝山417-47

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年3月21日

鳥取県立鳥取商業高等学校長 西 村 省 二

- 1 調達件名及び数量 鳥取商業高等学校パソコン等賃貸借（3室分） 一式
- 2 契約方式 一般競争入札

- | | | |
|---|----------------------|-------------------------------|
| 3 | 落札日 | 平成24年2月17日 |
| 4 | 落札者の名称及び所在地 | 株式会社モリックスジャパン
鳥取市商栄町203-6 |
| 5 | 落札金額 | 25,724,160円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 | 入札公告日 | 平成24年1月20日 |
| 7 | 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 | 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県立鳥取商業高等学校
鳥取市湖山町北二丁目401 |